



臨床法学演習

募集要項



【目次】

1. 募集について	1 頁
2. 募集に関する注意事項	2 頁
3. 選考方法	3 頁
4. ゼミ内容	4 頁
➤ 伊藤 幸生 先生	4 頁
➤ 森田 聡 先生	6 頁

1. 募集について

【募集スケジュール】

募 集 日 程	
応 募 期 間	2026 年 8 月 26 日(水)12 時 00 分～9 月 3 日(木)12 時 50 分
選 考 期 間	2026 年 9 月 4 日 (金) ～9 月 9 日 (水)
合 否 発 表	2026 年 9 月 14 日 (月) 20 時予定

【応募方法】

K-SMAPY II より

※ログイン後、上部バナー「アンケート」より応募してください。

2. 募集に関する注意事項

※「臨床学演習」については、通常の「演習」（法律専攻）・「応用演習」（法律専門職専攻）と併せて履修することが可能です。

また、「臨床法学演習」は、通年科目ではなく半期科目になります。

（前期・後期それぞれ開講しています。）

今回は、後期開講の「臨床法学演習」の募集となります。

（ア）上記の募集期間に必ず応募してください。応募期間外の応募は認められません。

（イ）K-SMAPY II からの応募がなく、課題の提出だけをしている場合、応募は受け付けられません。

（ウ）提出期限を超えたりレポートの提出は認められません。

（エ）「臨床法学演習」は、題目・テーマが異なれば同一年度に4単位（2科目）まで履修することができますが、各半期において履修できるのは、2単位（1科目）までとなります。

（オ）選考に合格後、他の教員への変更・科目取り消しはできません。

（カ）各教員の連絡先は個人情報のため、お教えできません。

（キ）「臨床法学演習」応募に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

教務課	① 10時～12時50分 ②13時50分～17時00分
-----	-----------------------------

※月曜日～金曜日で受け付けます。

※土、日曜日、祝日は学年暦に準じ、授業実施日に限り開室いたします。

3. 選考方法

希望する教員の選考方法を確認してください。

例年、レポートの提出期限や面接日時を間違えているケースがありますので、ご注意ください。

教員名	選考方法	提出方法・レポート締切日時		レポート内容	備考
		面接日時		面接教室	
伊藤 幸生 ※2科目とも 同じ課題と なります	レポート	提出方法	アンケート画面で回答	志望動機及びこの科目に期待すること	(書式) 自由 (字数) 400字
		締切日時	9月3日(木) 12時50分まで		
森田 聡	レポート	提出方法	メール送付 morita@ shintoradori.jp	①自己紹介 ②本演習を志望する理由 ③本演習に望むこと ④その他自己アピールなど	(書式) 自由 (字数) 400～800字程度
		締切日時	9月3日(木) 12時50分まで		

4. ゼミ内容

教員名	伊藤 幸生
科目名	臨床法学演習(模擬裁判で知る刑事訴訟)
演習テーマ	模擬裁判で知る刑事訴訟法
演習内容	現在の刑事訴訟法は、刑事訴訟の進行の主導権を、当事者、すなわち検察官と被告人／弁護人に委ねています（当事者主義）。 この当事者主義の下、検察官と被告人／弁護人は、一つの生の事件について、それぞれ、主張と立証を組み立て、準備し、法廷において戦います。裁判官や裁判員は、このような検察官と被告人／弁護人の各主張と立証を見て、事件について被告人が有罪か無罪か、有罪であるとしてどのような刑が相当かの判決を下すのです。 検察官と被告人／弁護人が戦い、裁判官が判断するという刑事訴訟の一連の「戦い」には、刑事訴訟法その他の関連法令によって、厳格なルールが定められています。 刑事訴訟法は、なぜ刑事訴訟という「戦い」にそのようなルールを定めているのか。これらのルールが、検察官や被告人／弁護人の当事者が主張や立証を組み立てる場面や、裁判官や裁判員が判断をする場面で、どのように現れてくるのか。 具体的な事案について、検察官や被告人、裁判官としてパフォーマンスをすることにより、刑事訴訟法の理論と実際を理解することを目指します。
教科書	教科書は特に指定しない。六法必携。
参考文献	
応募条件	
備考	

教員名	伊藤 幸生
科目名	臨床法学演習(民事法律相談の実際)
演習テーマ	民事法律相談の実際（要件事実入門）
演習内容	民事紛争の勝敗は、一体どのようにして決まるのでしょうか。 紛争が生じたとき、まずそこにあるのは生の事実です。しかし、法律上の紛争においては、ただ漠然とこの生の事実を言い合うだけでは、自分の権利を実現し、または守ることはできません。 請求しようとする側は、自分は法律上何を請求したいのか、そしてその請求をするためにはどのような主張と立証をすれば良いのかを考えなければいけません。 一方、請求される側も、相手方の請求をどのように退ければいいか、そのためにはどのような主張と立証をすれば良いのかを考えなければいけません。 このように、民事紛争は、請求する側と請求される側がそれぞれ主張・立証を組み立てて攻撃防御を行い、その結果で勝敗が決まる「試合」、あるいは「ゲーム」に例えることができます。では、この民事紛争という「ゲーム」に勝つには、どのような攻撃、または防御をすればいいのでしょうか。 民事訴訟での勝敗を決める判断構造について、「要件事実論」と呼ばれる考え方があります。弁護士や裁判官は、民事紛争が訴訟となった場合、この要件事実論に基づいて、生の事実からその紛争に適した法律論を組み立て、戦い、勝敗を判断しています。要件事実論は、法律の条文を、生の事実から成る現実の紛争の中で使って戦うためのメソッドとも言えるかもしれません。本講では、要件事実論の基本構造について、具体的な事例を題材にして、請求する側と請求される側がどのような攻撃防御を行ったらいのかを皆さんと検討し理解することを目指します。
教科書	教科書は特に指定しない。六法必携。
参考文献	
応募条件	
備考	

教員名	森田 聡
科目名	臨床法学演習(リーガル・ライティング)
演習テーマ	リーガルライティング
演習内容	この授業は、実際に起こり得る法律相談・民事事件を素材に、その解決のために必要な法律・判例・文献を的確に探し出し(＝リーガル・リサーチ)、そのような資料の調査・探求によって得た情報に基づいて、事案の具体的解決のために必要・有益な文書(契約書なども含みます。)を作成する(＝リーガル・ライティング)ための基礎的な能力を身に付けることを目的とします。 基本的には教員が担当した実際の事件をモデルとした事例、あるいは時事問題を個別のテーマとして行きます。 成績評価は平常点(授業態度50%と授業中に作成して頂いた法文書50%)にて行います。
教科書	特に指定はありませんが、お手持ちの基本法(憲法、民法、刑法、商法(会社法)、民事訴訟法、刑事訴訟法など)の教科書を参照してもらうことはあります。
参考文献	特にありません。
応募条件	
備考	条件ではありませんが、パソコンを持っている方は授業の際に持参されると文書作成が効率的に行えます。